

身体拘束廃止に関する指針

社会福祉法人同愛会 東京事業本部 身体拘束廃止に関する指針

1. 身体拘束等に関する基本的な考え方

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。障害の有無に関わらず全ての人々には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利があります。身体拘束は、障害者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、障害者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為です。社会福祉法人同愛会 東京事業本部（以下、「東京事業本部」という）では、身体拘束等が身体的、精神的、社会的な弊害、虐待をもたらす側面がある行為だということを職員一人ひとりが自覚し、「身体拘束をしない」「一時的な拘束を常態化しない」という意識を高め、身体拘束等を廃止する取り組みに努めます。

- (1) サービス提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護 するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。
- (2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則
生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の3要件全てを満たした場合のみ、身体拘束等を行なう。
 - ①切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
 - ②非代替性 身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する支援方法がない。
 - ③一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

2. 身体拘束ゼロ検討委員会に関する事項

- (1) 東京事業本部では、身体拘束等の廃止を目指すための取り組み等の確認・改善を検討するために、身体拘束ゼロ検討委員会（以下「委員会」という）を事業所もしくは地域単位（以下「各事業所」という）に設置します。委員会は年に1回以上開催します。特に、緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合（実施を開始する場合を含む）には、身体拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。
- (2) この委員会の責任者は統括所長とし、事業所長もしくは管理者、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者又はサービス提供責任者（以下、「サービス管理責任者等」という）、その他必要に応じて看護師、外部委員等で構成します。
- (3) 委員会では身体拘束等の廃止、適正化に向けた研修を年1回以上開催し、職員の意識向上に努めます。また各事業所の身体拘束等の状況を把握し、適切な対応がなされているか確認し、慢性化、不必要な身体拘束等の解除に向け、支援・環境等の

改善に努めます。

3. 身体拘束等の廃止に向けた取り組み。

身体拘束等の廃止に向けて以下の取り組みを実施します

- (1) 身体拘束ゼロ推進マニュアルを参照し、サービス管理責任者等を中心とした支援現場での検討。
- (2) 個別支援計画書及び身体拘束同意書において、身体拘束等の廃止及び軽減に向けた取組みについての記載。
- (3) 緊急やむを得ない身体拘束等に関する経過観察の記録
- (4) サービス管理責任者等による報告をもとに身体拘束ゼロ検討委員会での検討。
- (5) 身体拘束等の廃止に向けた研修の開催もしくは受講。
- (6) 法改正等に伴う身体拘束等の指針及び身体拘束ゼロ推進マニュアルの改訂

4. 利用者及び家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は身体拘束ゼロ推進マニュアルとともに、すべての職員が閲覧可能とするほか、利用者や家族等も閲覧できるよう各事業所での掲示や東京事業本部ホームページでの公開を行います。

附則

この指針は令和5年3月1日より施行する。

社会福祉法人同愛会・東京事業本部
本部長 本吉 究